

■ 主な項目と手続き

区分	項目	住所変更の手続き等	問い合わせ先及び関係機関
住民登録	戸籍・住民票	住所変更の手続きは必要ありません。 市役所において住所変更を行います。	各町役場担当課までお問い合わせください。  園部町役場 TEL : 0771-62-0550  八木町役場 TEL : 0771-42-2300  日吉町役場 TEL : 0771-72-1160  美山町役場 TEL : 0771-75-0310
	印鑑登録証(カード)	住所変更の手続きは必要ありません。希望される方には来庁の際、新市のカードと交換します。(無料)	
	外国人登録証明証	住所変更の手続きは必要ありません。希望される方には、窓口で証明証の裏面に新住所を記入します。(無料)	
	住民基本台帳カード	住所変更の手続きは必要ありません。希望される方には、窓口でカードの裏面に新住所を記入します。(無料)	
国民健康保険	国民健康保険被保険者証(保険証)・高齢受給者証等	住所変更の手続きは必要ありません。平成18年1月以降に新しい保険証、受給者証等を配布します。それまでは、現在のものをご使用ください。	
軽自動車(バイク)	原動機付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車の登録と標識(ナンバープレート)	住所変更の手続きは必要ありません。標識(ナンバープレート)については廃車まで使用できます。「南丹市」の標識を希望される場合は交換します。(無料)	
口座振替	税等の口座振替・引落登録	住所変更の手続きは必要ありません。	
老人保健医療	老人保健医療受給者証・老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証等	住所変更の手続きは必要ありません。平成18年1月以降に新しい受給者証を配布します。それまでは、現在のものをご使用ください。	
介護保険	介護保険被保険者証(保険証)	住所変更の手続きは必要ありません。新しい保険者証が届くまでは今までのものをそのまま使用してください。なお、新しい保険者証は平成18年4月に郵送します。	
	介護保険負担限度額認定証等	住所変更の手続きは必要ありません。新しい証書が届くまでは今までのものをそのまま使用してください。なお、新しい認定証等は平成18年6月に郵送します。	
福祉医療	福祉医療費受給資格者証(乳幼児、心身障、老人、母子)	住所変更の手続きは必要ありません。新しい資格証が届くまで今までのものを使用してください。なお、新しい資格者証は平成18年1月に郵送します。	
母子福祉	母子健康手帳、妊婦健康診査受診票、健康手帳	住所変更の手続きは必要ありません。現在、ご利用のものをそのまま使用してください。	
児童福祉	児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、更新する際に住所表記等を変更します。	
障害福祉	身体障害者居宅受給者証、身体障害者施設受給者証等	住所変更の手続きは必要ありません。新しい証書が届くまでは今までのものを使用してください。なお、新しい証書は平成18年1月に郵送します。	
	身体障害者手帳、療育手帳	住所変更の手続きは必要ありません。変更手続きを希望する方に対しては手続きを行います。	
建設	指名競争入札参加資格申請	住所変更の手続きは必要ありません。現在の町の入札参加資格は、次回申請時まで有効です。	